

生活道路: 法定速度??

規制のない生活道路の多くが対象

2024年5月、生活道路のうち規制がかかっていない**中央線**がない区間について車の最高速度を時速**30キロ**と定めたそうです。道交法などを改正し、2026年9月の実施を目ざしています。

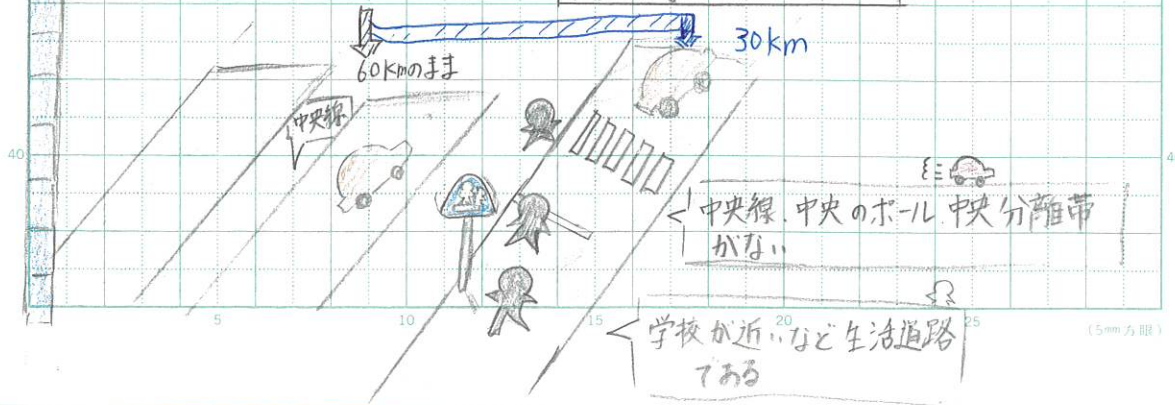
一般道や自動車専用道は**60キロ**。一方、中央線や中央分離帯、中央のポールがなく幅5.5メートル未満の道路は**30キロ**です。それを行うことで交通事故を減らすことができると予想されています。対象外は引き続き**規制標識**があるところはその標識が最高速度となります。



区間ごとに指定

一般道の約2割 → 標識 標示設置

一般道の約8割 → 標識 標示なし



④ 工業地帯の特徴を調べよう

中京工業地帯

- 生産高は全国**第一位** (2016年)
- 生産額の40%以上 → **自動車**

